

「仙台を拠点とした東北日帰り観光促進事業」企画提案書作成等に関する質問及び回答

質問	回答
<p>仕様書内6. 事業実施にあたっての留意事項・本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。また、本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)を活用して実施するものであり、事業費の対象経費には個人給付に関する制限があることから、プロモーション時において、プレゼント代など対象外経費であるインセンティブ経費を本事業費から支出しないこと。</p> <p>1 上記内容に関しまして、プレゼントではなく、販促ツールとしてのポイント付与や割引クーポン配布は対象となりますでしょうか？</p>	<p>令和7年1月17日付内閣府地方創生推進室事務連絡「新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分)に係る実施計画等の作成及び提出について」別添資料2「第2世代交付金の取扱いについて」において、対象とならない経費として「特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの」が示されており、一例として「各種事業の参加者(個別企業が参加者である場合を含む。)に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費」「金券・クーポン券等発行費」が挙げられているため、販促ツールとしてのポイント付与や割引クーポンの配布についても該当するものであり、本事業費から支出することはできません。</p>